

# 国際財務報告基準（IFRS）の動向-2026年4月号-

当ニュースレターは、RSM Global の英文ニュースレターの翻訳版です。日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。原文は[こちら](#)をご参照ください。

RSM 清和監査法人

## 2026年3月31日に終了した四半期に発行された文書

2026年3月31日に終了した四半期において、IASBはIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における公正価値オプションを適用して、測定対象となる投資を明確化するための絞った修正を提案する公開草案を公表した。提案される修正は実務上の多様性を縮小し、IFRS第18号の発効日に先立って適時の明確化を提供することを目的としている。

## IASB ミーティング

当ニュースレターは、以下の日程で開催されたIASBの会合における議論から生じた主要事項の要約である。

- 2026年1月27日～28日
- 2026年2月24日～25日
- 2026年3月24日～25日

IASBが公表したアップデート全文は[こちら](#)で確認することが出来る。

## リサーチ及び基準設定

### 無形資産（アジェンダ・ペーパー17）

2026年1月に、IASBは無形資産の定義および認識の側面に関する潜在的な変更に向けた作業のテストケースの選定について議論し、さらなる検討のための原則およびトピックを特定した。意思決定は行われなかった。

### キャッシュ・フロー計算書および関連事項（アジェンダ・ペーパー20）

2026年1月の会合において、IASBはキャッシュ・フロー計算書及び関連事項プロジェクトをリサーチプログラムから基準設定作業計画へ移行することを決定した。また、審議会はプロジェクトのための諮問グループを設置しないことを決定し、プロジェクトの範囲内にある論点の審議を継続する予定である。

## 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

2026年2月に、IASBは公開草案の再審議を継続し、軽微な文章の改善および的を絞った修正を条件として、固定対固定の条件（fixed-for-fixed condition）の適用に関する提案要件を進めることを暫定的に決定した。これらの修正は、とりわけ固定金額の対価の意味、将来の保有者を補償する調整の取り扱い、専ら時間の経過を関数とする調整、および複数の調整が分類に与える影響を明確にするものである。

## 償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）

2026年2月に、IASBは金融資産または金融負債の変更とは、契約上のキャッシュ・フローの性質、時期、金額または不確実性を変化させる契約条件の変更であることを明確化することを暫定的に決定した。また、金融資産の重大な変更は元の金融資産の認識の中止および新たな金融資産の認識として会計処理されること、ならびに企業は変更が認識の中止をもたらすかどうかを評価する際に原則ベースのアプローチを適用すべきであることを明確化することも暫定的に決定した。

## 持分法（アジェンダ・ペーパー13）

2026年2月に、IASBは関連会社に対する投資の減損の兆候を維持し精緻化することを暫定的に決定した。具体的には取得原価ではなく帳簿価額に焦点を当てること、ならびに上場関連会社については報告日現在の市場価格を含む観察可能な価格情報の考慮が求められる。また、減損の要件をIAS第36号に移行しないこと、および減損損失の戻入れに関する2つの適用上の問題を再検討しないことも決定した。

2026年3月に、IASBは支配的影響を保持したまま所有持分に生じるその他の変動の会計処理について、投資家が当事者とならない取引に対する免除規定を設けることなく、提案されたアプローチを維持することを暫定的に決定した。また、追加の所有持分を取得する場合に、代替的な測定方法の使用が財務諸表に重要な差異をもたらさないときは、関連会社の識別可能な純資産の追加の持分の公正価値測定に関する任意の軽減措置を提供することも決定した。

## IFRS第16号「リース」の事後的レビュー（アジェンダ・ペーパー7）

2026年1月および2月の会合を通じて、IASBは情報要請に対するフィードバックをレビューし、レビューの次フェーズを計画したが意思決定は行われなかった。2026年3月に、審議会はリース関連情報の有用性を著しく損なわずに、借手が負担する予想を上回る継続的なコストを軽減できるかどうかを検討するリサーチプロジェクトを追加することを暫定的に決定した。

作業では、リース負債の再測定および割引率に関する簡素化の可能性を検討する。同時に、審議会は認識の免除、開示要件、グループ内リース、リース期間および割引率に関するガイダンスを含む他の多くの分野については措置を講じないことを暫定的に決定した。

## IFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計の事後的レビュー（アジェンダ・ペーパー26）

2026年2月に、IASBは事後的レビューの第一フェーズの目的、活動およびスケジュールについて議論した。審議会は諮問グループおよびその他の利害関係者と連携して情報要請を検討する予定であり、これを2026年下半年に公表する見込みである。

## 維持管理及び一貫した適用

### 一貫した適用に関する活動

2026年1月に、IASBはIFRS解釈指針委員会（IFRIC）の2025年11月の会合から生じた勧告を検討した。

IFRS第18号に関するアジェンダ決定の更新について、審議会は：

- （i） マイナス利回りの金融商品から生じる収益および費用に関するアジェンダ決定を取り下げることに関し合意した。
- （ii） サプライチェーン・ファイナンスの取決め（リバース・ファクタリング）に関するアジェンダ決定の取り下げの決定を、的を絞ったアウトリーチ（意見聴取）が行われるまで延期した。
- （iii） 6つの更新されたアジェンダ決定に異議を唱えず、また組込期限前償還オプションおよび取引コストの算定および会計処理に関するアジェンダ決定に異議を唱えなかった。

審議会はIFRS第9号に関する以下の2つの決定にも異議を唱えなかった：

- （i） 組み込まれた早期償還オプション
- （ii） 取引コストの決定および会計処理

### 引当金 – 的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）

2026年2月に、IASBは賦課金に対する提案された過去の事象要件を補足することを暫定的に決定した。補足の内容は、政府が賦課金を課そうとしている経済的便益または活動を特定するための適用要件の追加である。当該要件は、賦課金法制に連動した制限的な推定によって裏付けられる。ただし、当該推定が一定の状況において反証可能とすべきかどうかについては、審議会はまだ決定を行っていない。

また、審議会はIAS第37号における明示的な移転条件を残すことを暫定的に決定し、経済的資源の移転義務と交換義務との区別、ならびにそれが賦課金および関連する実施ガイダンスに与える影響を明確化することを決定した。

### 中小企業向けIFRS会計基準（アジェンダ・ペーパー30）

2026年3月に、IASBは連結財務諸表を作成していない投資企業（またはその最終親会社）を親会社とする中間親会社に対して、連結の免除を導入するための範囲を絞った基準設定プロジェクトを追加することを暫定的に決定した。また、審議会は公開草案の公表によりプロジェクトを直ちに開始することを決定した。提案される発効日は2027年1月1日以後に開始する事業年度とされ、中小企業向けIFRS会計基準第3版を早期適用する企業については早期適用が認められる。

## IFRS 解釈指針委員会（IFRIC）最新決定の概要

以下は、2026年3月17日～18日に開催されたIFRICの会合における議論および決定から生じた主要事項の要約である。

3月のIFRICアップデートは[こちら](#)で入手できる。

## 委員会の暫定的アジェンダ決定

以下の暫定的アジェンダ決定は、2026年2月6日までコメントを募集している。

### 支配の再検討（IFRS第10号「連結財務諸表」）-アジェンダ・ペーパー5

委員会は、被投資企業の管理文書が改正された場合に、企業が被投資企業に対する支配を保持しているかどうかを再検討するか否かについての要請を受けた。これまでに収集されたフィードバックに基づき、委員会は記載された事実関係において、企業はIFRS第10号の第8項を適用して支配を再検討するとの見解を示した。

委員会は、当該事項は広範な影響を及ぼさないと暫定的に結論付け、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定的に決定した。コメントは2026年5月29日まで募集している。

## IASBが検討するアジェンダ決定

委員会は、2025年9月にコメントのために最初に公表された2つのアジェンダ決定に関する議論を完了した：

- (i) IFRS第18号に基づくグループ内金銭債務（または資産）から生じる為替差損益の分類
- (ii) IFRS第16号に基づくオフテイク契約に基づく電池の使用から生じる経済的便益

これらのアジェンダ決定はIASBが検討し、異議がなければ2026年3月のIFRICアップデートの補遺として公表される予定である。

委員会は2025年11月にコメントのために最初に公表された5つのアジェンダ決定に関する議論を完了した：

- (i) IAS第1号における公正な表示およびIFRS会計基準への準拠に関するもの1件
- (ii) IFRS第18号に関するもの4件：
  - a. 親会社の個別財務諸表における特定の主要な事業活動の評価
  - b. 性質別費用の開示要件の範囲
  - c. 外貨エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得および損失の分類
  - d. IAS第12号を適用した税金費用または税金収益に該当しない税金又はその他の費用の表示

これらのアジェンダ決定も同様にIASBが検討する予定である。

さらに、委員会はIFRS第18号に関する2件のアジェンダ決定の更新案を確定することを決定した：

- a. 法人所得税以外の税金に係る納付の表示
- b. トン税の分類

## その他の事項

委員会は単一投資者ファンドの支配の判定（IFRS第10号）に関する要請について議論し、将来の会合で議論を継続する予定である。

---

また、委員会メンバーは IFRS 第 9 号のヘッジ会計要件および IFRS 第 7 号の関連する開示要件の実施および適用に関する見解、ならびに IASB がこれらの要件の事後的レビューの第一フェーズで調査すべき事項に関する見解を提供した。

## お問い合わせ

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。

<https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact>